

土浦キャンプ場 使用要領

1. 趣旨

① この要領は、「土浦キャンプ場管理規則 3. ③」に基づき、地区および団が使用する場合に必要となることを定める。

2. 貸与条件

- ① 土浦キャンプ場を使用する者（以下「使用者」という）は、茨城県連盟の加盟員で、地区・団・隊の活動での使用に限る。
（例外として、他県連のスカウトが、例えば富士章取得のための単独キャンプに使用する等の場合は、県コミッショナーと事務局長の協議により認めることがある。）
- ② 使用者は、使用にあたって、土浦キャンプ場管理規則および土浦キャンプ使用要領を遵守すること。
- ③ 使用者が「地区」である場合は、地区の活動（野営）とし、地区委員長の申請を要する。
- ④ 使用者が「団・隊」である場合は、団・隊の活動（野営）とし、団委員会及び地区コミッショナーへの届出をし、団委員長による申請を要する。
- ⑤ 貸与に当たっては、「県野営法研究会 STEP1」以上を修了した指導者が実施責任者として、使用する期間中滞在すること。
- ⑥ 貸与は「キャンプサイト」のみであり、野営装備・機材・資材は全て使用者が持参すること。
- ⑦ 貸与に際しては、県連（トレーニングチーム、管理チーム等）からの、特段の支援・便宜はない。

3. 貸与に係る費用（管理分担金）

- ① 「土浦キャンプ場使用規則」3. ③の使用者は、使用に際して、県連事務局に管理分担金を納入する。
管理分担金は、「乙戸の森」サイト NESW それぞれにつき、¥500 /日、「アケーラの森」は ¥1,000 /日とする。
- ② 管理分担金は、県連会計「施設費」に繰り入れる。

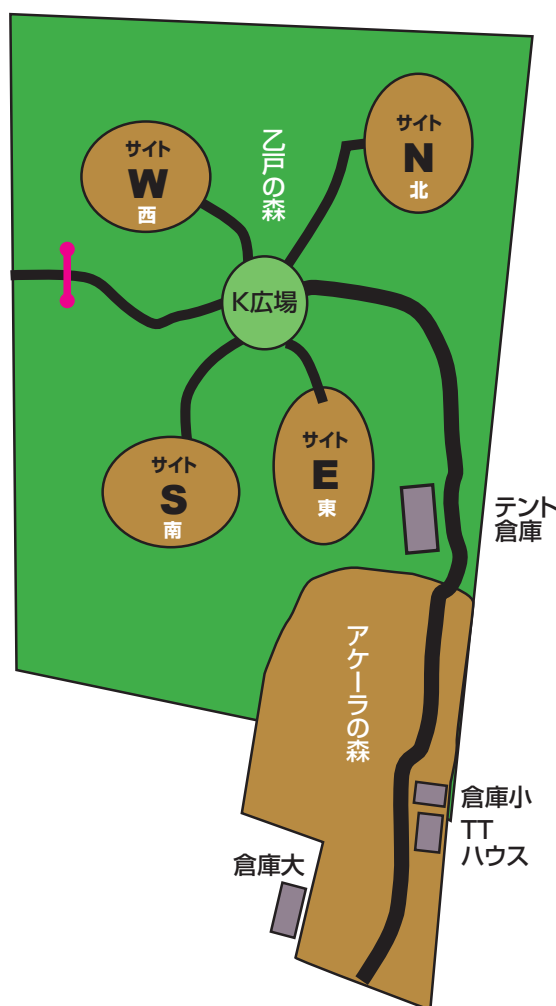
4. 使用にあたっての条件

- ① 貸出にあたっては、現況のままとする。
- ② 管理棟（TT ハウス）、倉庫には立ち入らないこと。
- ③ トレーニングチーム、管理チームが管理している備品、および土浦キャンプ場に属するもの（薪、竹、ブロック、鉄板等）は使用しない。
- ④ 乙戸の森の4つのキャンプサイト（E,S,W,N）、およびアケーラの森は、個々に貸与する。K 広場は共有とする。
- ⑤ 指導者が不在のスカウトのみの使用はできない。
- ⑥ 使用者の責任で、十分な安全及び防火への対応と体制を取る（救急病院の確認、消防署への「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」**の届け出、救急箱の持参など）。
- ⑦ 退場する際は、使用した場所を使用前の状態に復帰し、ゲートを施錠すること。

** → <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page008675.html>

5. 使用にあたっての遵守事項

- ① 周辺住民との良好な関係を維持するために、騒音、煙、道路への駐車、住宅周辺でのお喋り等の迷惑となる行為はしないこと。
- ② 次の各号について、厳守すること。
ア) 当キャンプ場内の樹木については、一切の伐採をしないこと。（有毒植物、枯木、枯れ枝、落木は除く）。



- イ) キャンプサイト、広場、小径（通路）の拡張や変更は一切しないこと（広場、小径等でキャンプをするために草・篠を刈る場合は広場・小径を拡張・変更をしない限り草刈り等は可）、またそれ以外の所にむやみに立ち入らないこと。
- ウ) キャンプサイト、広場、小径（通路）での直火及び裸火（立ちカマド、焚火台除く）や花火等の火災に繋がるものの使用は一切しないこと。また、火を使う場合は、十分な防火用水や消火器を用意すること。
- エ) キャンプで発生したゴミ、またはキャンプのために持ち込んだものは、一切を残さず持ち帰ること。
- オ) 汚水は地中浸透しないこと。
- ③ キャンプ場の門扉は、使用中であっても開放しないこと。また、ハイク等で野営場を離れる際には施錠すること。さらに、土浦青少年の家と当キャンプ場の境界柵の出入口は使用しないこと。
- ④ 当キャンプ場内は、使用する地区・団・隊の車輛を乗り入れないこと。やむを得ず乗り入れる場合は、土浦キャンプ場管理チームまたは管理責任者の許可を要する。
- ⑤ 撤収するときには、火の完全なる消火と、ゴミの回収を確認すること。
- ⑥ 土浦キャンプ場を退場するときには門扉を施錠すること。

付則

- ① 本規則に定めのない事項は、都度、管理チームにより協議・決定し、理事長・県コミッショナー・事務局長に報告する。
- ② 本規則の改廃は、管理チームの申し出により、理事長・県コミッショナー・事務局長の協議による。
- ③ 2023年9月9日 制定・実施